

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成28年12月26日

香川県人事委員会委員長 東 条 正 幸

**香川県人事委員会規則第30号**

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 負傷又は疾病（次に掲げる負傷又は疾病（以下「公務上の負傷等」という。）を除く。）により勤務しなかった期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号。<u>以下「勤務時間等条例」という。</u>）第3条第1項に規定する週休日、同条例第9条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日及び給与条例第12条に規定する休日等（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(9) <u>勤務時間等条例第17条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>(10) <u>勤務時間等条例第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>(11) <u>育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> | <p>(勤勉手当に係る勤務期間)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。この場合において、除算する期間に1日未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 負傷又は疾病（次に掲げる負傷又は疾病（以下「公務上の負傷等」という。）を除く。）により勤務しなかった期間から職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）第3条第1項に規定する週休日、同条例第9条の3第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日及び給与条例第12条に規定する休日等（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、人事委員会の定める期間を除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(9) <u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間</u></p> <p>(10) <u>育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間</u></p> <p>(11)・(12) 略</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p> |

第14条 略

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の112以上100分の180以下 (第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員 (以下「特定管理職員」という。) にあつては、100分の138以上100分の220以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の99.5以上100分の112未満 (特定管理職員にあつては、100分の122.5以上100分の138未満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の87 (特定管理職員にあつては、100分の107)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の87未満 (特定管理職員にあつては、100分の107未満)

2 略

第15条 略

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の42.5超 (特定管理職員にあつては、100分の52.5超)
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の42.5 (特定管理職員にあつては、100分の52.5)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の42.5未満 (特定管理職員にあつては、100分の52.5未満)

2 略

附 則

- 1 この規則は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第1項及び第15条第1項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

第14条 給与条例第4条第12項に規定する再任用職員 (以下「再任用職員」という。) 以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第14条の8第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の99以上100分の160以下 (第5条の2に規定する管理又は監督の地位にある職員 (以下「特定管理職員」という。) にあつては、100分の125以上100分の200以下)
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の88以上100分の99未満 (特定管理職員にあつては、100分の111以上100分の125未満)
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の77 (特定管理職員にあつては、100分の97)
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の77未満 (特定管理職員にあつては、100分の97未満)

2 略

第15条 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が優秀な職員 100分の37.5超 (特定管理職員にあつては、100分の47.5超)
- (2) 勤務成績が良好な職員 100分の37.5 (特定管理職員にあつては、100分の47.5)
- (3) 勤務成績が良好でない職員 100分の37.5未満 (特定管理職員にあつては、100分の47.5未満)

2 略